

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																																				
<p>第1 【略】</p> <p>第2 費用対効果分析の算定方法</p> <p>1・2 【略】</p> <p>3 1の規定にかかわらず農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の事業メニュー欄に掲げる次表の施設等については、投資効率を1.0とみなして算定することができるものとする。 なお、④遊休農地解消支援については、費用対効果の算定は必要ないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">⑧土地改良施設保全</td> <td style="width: 25%;">⑨農業集落道</td> <td style="width: 25%;">⑩連絡農道</td> <td style="width: 25%;">⑪農業経営高度化支援</td> </tr> <tr> <td>⑫地形図作成</td> <td>⑬農用地等集団化</td> <td>⑳飲雑用水施設</td> <td>㉑防災安全施設</td> </tr> <tr> <td>㉒廃校・廃屋等改修交流施設</td> <td>㉓自然環境保全・活用交流施設</td> <td>㉔地域資源活用起業支援施設</td> <td>㉕土地利用調整</td> </tr> <tr> <td>㉖産地振興追加補完整備</td> <td>㉗小規模農林地等保全整備</td> <td>㉘景観・生態系保全整備</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>第3～第5 【略】</p>	⑧土地改良施設保全	⑨農業集落道	⑩連絡農道	⑪農業経営高度化支援	⑫地形図作成	⑬農用地等集団化	⑳飲雑用水施設	㉑防災安全施設	㉒廃校・廃屋等改修交流施設	㉓自然環境保全・活用交流施設	㉔地域資源活用起業支援施設	㉕土地利用調整	㉖産地振興追加補完整備	㉗小規模農林地等保全整備	㉘景観・生態系保全整備	/	<p>第1 【略】</p> <p>第2 費用対効果分析の算定方法</p> <p>1・2 【略】</p> <p>3 1の規定にかかわらず農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の事業メニュー欄に掲げる次表の施設等については、投資効率を1.0とみなして算定することができるものとする。 なお、④遊休農地解消支援については、費用対効果の算定は必要ないものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">⑨土地改良施設保全</td> <td style="width: 25%;">⑩農業集落道</td> <td style="width: 25%;">⑪連絡農道</td> <td style="width: 25%;">⑫農業経営高度化支援</td> </tr> <tr> <td>⑬地形図作成</td> <td>⑭農用地等集団化</td> <td>⑮飲雑用水施設</td> <td>⑯防災安全施設</td> </tr> <tr> <td>⑰廃校・廃屋等改修交流施設</td> <td>㉑交流活動基盤施設</td> <td>⑲自然環境保全・活用施設</td> <td>㉒地域資源活用起業支援施設</td> </tr> <tr> <td>㉓健康管理等情報連絡施設</td> <td>㉔土地利用調整</td> <td>㉕産地振興追加補完整備</td> <td>㉖小規模農林地等保全整備</td> </tr> <tr> <td>㉗景観・生態系保全整備</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>第3～第5 【略】</p>	⑨土地改良施設保全	⑩農業集落道	⑪連絡農道	⑫農業経営高度化支援	⑬地形図作成	⑭農用地等集団化	⑮飲雑用水施設	⑯防災安全施設	⑰廃校・廃屋等改修交流施設	㉑交流活動基盤施設	⑲自然環境保全・活用施設	㉒地域資源活用起業支援施設	㉓健康管理等情報連絡施設	㉔土地利用調整	㉕産地振興追加補完整備	㉖小規模農林地等保全整備	㉗景観・生態系保全整備	/		
⑧土地改良施設保全	⑨農業集落道	⑩連絡農道	⑪農業経営高度化支援																																		
⑫地形図作成	⑬農用地等集団化	⑳飲雑用水施設	㉑防災安全施設																																		
㉒廃校・廃屋等改修交流施設	㉓自然環境保全・活用交流施設	㉔地域資源活用起業支援施設	㉕土地利用調整																																		
㉖産地振興追加補完整備	㉗小規模農林地等保全整備	㉘景観・生態系保全整備	/																																		
⑨土地改良施設保全	⑩農業集落道	⑪連絡農道	⑫農業経営高度化支援																																		
⑬地形図作成	⑭農用地等集団化	⑮飲雑用水施設	⑯防災安全施設																																		
⑰廃校・廃屋等改修交流施設	㉑交流活動基盤施設	⑲自然環境保全・活用施設	㉒地域資源活用起業支援施設																																		
㉓健康管理等情報連絡施設	㉔土地利用調整	㉕産地振興追加補完整備	㉖小規模農林地等保全整備																																		
㉗景観・生態系保全整備	/																																				

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。